

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (備考註5日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ラオス	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の交換公文	1. 学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機会を与えるために必要な役割の供与 2. 上記1.の学生の日本国での勉学に必要な経費の供与	175,000千円 H16.3.31まで	H16.1.30 ビエンチヤンで (同日)	日本側 肆矢鴻一在ラオス臨時代理大使 ラオス側 ボンサワット・ゾーバー外務副大臣	H16.10.7 668号
ラオス	ス人民民主共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の交換公文	ラオスの経済の構造改善努力推進及び債務問題を含むラオスの経済困難緩和に寄与するため、両政府の間関係当局が合意する生産物及び役割を購入するための資金を贈与すること。	1,000,000千円 -----	H16.3.4 ビエンチヤンで (同日)	日本側 橋本逸男在ラオス大使 ラオス側 ボンサワット・ゾーバー外務副大臣	H16.10.5 664号
ラオス	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の交換公文	1. 学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機会を与えるために必要な役割の供与 2. 上記1.の学生の日本国での勉学に必要な経費の供与	184,000千円 H17.3.31まで	H16.5.21 ビエンチヤンで (同日)	日本側 橋本逸男在ラオス大使 ラオス側 ボンサワット・ゾーバー外務副大臣	H16.10.5 665号
ラオス	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の交換公文	1. 学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機会を与えるために必要な役割の供与 2. 上記1.の学生の日本国での勉学に必要な経費の供与	365,000千円 (H16年度 47,000千円) H17.3.31まで (H17年度 162,000千円) H18.3.31まで (H18年度 90,000千円) H19.3.31まで (H19年度 66,000千円) H20.3.31まで	H16.5.21 ビエンチヤンで (同日)	日本側 橋本逸男在ラオス大使 ラオス側 ボンサワット・ゾーバー外務副大臣	H16.10.7 669号
ラオス	小学校建設計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の交換公文	1. 校舎の建設に必要な生産物及び役割の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役割の供与	425,000千円 H17.3.31まで	H16.6.18 ビエンチヤンで (同日)	日本側 橋本逸男在ラオス大使 ラオス側 ボンサワット・ゾーバー外務副大臣	H17.4.1 168号
ラオス	保健医療訓練施設整備計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の交換公文	1. 保健労働者訓練施設の建設及び改善に必要な生産物及び役割の供与 2. 機材及びその調達に必要な役割の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役割の供与	546,000千円 H17.3.31まで	H16.6.18 ビエンチヤンで (同日)	日本側 橋本逸男在ラオス大使 ラオス側 ボンサワット・ゾーバー外務副大臣	H17.4.1 170号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月△日をH〇△□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ラオス	象徴視シムラム整備計画のため の贈与に関する日本国政府と ラオス人民民主共和国政府との 間の交換公文	象徴視シムラム整備計画を実施するために必要な 1. 象徴シムラム塔の建設に必要な生産物及び役務の供 与 2. 機材及びその運付けに必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 ラオスの経済的困窮緩和に寄与するため、両政府の関 係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資 金を贈与すること。	736,000千円 H17.3.31まで	H16.8.25 ビエンチ ヤンで (同日)	日本側 橋本逸男在ラオス 大使 ポンサワット・ ラオス側 ポンサワット・ ゾーパパー外務副大臣	H17.4.1 171号
ラオス	ラオス人民民主共和国政府に対 する贈与に関する日本国政府と ラオス人民民主共和国政府との 間の交換公文	ラオスの経済的困窮緩和に寄与するため、両政府の関 係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資 金を贈与すること。	500,000千円 -----	H16.11.27 ビエンチ ヤンで (同日)	日本側 町村信孝外務大臣 ラオス側 ソムサワット・ レンサワット副首相兼外 務大臣	H17.6.27 528号
ラオス	食糧援助に関する日本国政府と ラオス人民民主共和国政府との 間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる 米及びその輸送に必要な役務の供与	300,000千円 H18.3.31まで	H17.4.20 ビエンチ ヤンで (同日)	日本側 篠原守在ラオス臨 時代理大使 ボンサワット・ ゾーパパー外務副大臣	H17.6.23 477号
ラオス	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とラオス人 民民主共和国政府との間の交換 公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な 1. 学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機 会を与えるために必要な役務の供与 2. 上記1.の学生の本国での勉学に必要な経費の供与	114,000千円 H18.3.31まで	H17.5.24 ビエンチ ヤンで (同日)	日本側 桂誠在ラオス大使 ラオス側 ボンサワット・ ゾーパパー外務副大臣	H17.7.8 635号
ラオス	人材育成奨学計画のための贈与 に関する日本国政府とラオス人 民民主共和国政府との間の交換 公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な 1. 学生に日本国内の高等教育機関において学術的な機 会を与えるために必要な役務の供与 2. 上記1.の学生の本国での勉学に必要な経費の供与	351,000千円 (H17年度 38,000千円) H18.3.31まで (H18年度 163,000千円) H19.3.31まで (H19年度 92,000千円) H20.3.31まで (H20年度 58,000千円) H21.3.31まで	H17.5.24 ビエンチ ヤンで (同日)	日本側 桂誠在ラオス大使 ラオス側 ボンサワット・ ゾーパパー外務副大臣	H17.7.8 636号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成○年△月□日をH○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ラオス	ビエンチャーン号線整備計画のための贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の交換公文	ビエンチャーン号線整備計画を実施するために必要な 1. ビエンチャーン号線の改修に必要な生産物及び役務 の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	2,092,000千円 H18.3.31まで	H17.7.27 ビエンチャンで (同日)	日本側 逢沢一郎外務副大臣 ラオス側 ソムサワート・レンサワット副首相兼外務大臣	H17.8.18 817号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。